

○相楽郡広域事務組合情報公開条例

(平成18年3月制定)

改正 平成28年2月25日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の理念にのっとり、相楽郡広域事務組合（以下「組合」という。）の保有する情報を公開することにより、知る権利を具体化し、住民の参加による、より公正で開かれた組合行政を実現するとともに、組合の諸活動を住民に説明する責務を全うし、住民と組合との信頼関係を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 代表理事、監査委員、公平委員会及び議会をいう。

(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム（以下「文書等」という。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関が現に管理しているものをいう。

(3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この制度の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を請求する住民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報の保護については最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、情報の適切な管理体制の整備に努めなければならない。

3 実施機関は、情報の公開と併せて住民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定に基づき情報の公開を受けた者は、当該情報をこの条例の目的に即して適性使用しなければならない。

(請求権者)

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が管理する情報の公開を請求することができる。

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業に営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる
とされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他これに類する団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの

(3) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

(4) 組合と国及び地方公共団体その他これに類する団体（以下「国等」という。）との関係における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(5) 実施機関内部若しくは実施機関相互間又は組合と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(6) 組合又は国等が行う取締り、検査、試験、入札、交渉、人事、争訟、許認可その他事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行に著しく支障が生じるおそれのあるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、捜査その他住民生活の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、当該部分を容易に分離することができ、かつ、公開の請求の趣旨が明らかに損なわれることがないと認めるときは、その部分を除いて情報を公開しなければならない。

(公開の請求方法)

第8条 情報の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 公開の請求に係る情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関で定める事項

(請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、情報の公開の可否についての決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、情報の公開を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し当該延長の理由及び延長後の期限を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開の実施)

第10条 実施機関は、情報の公開をする旨の決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 情報の公開の方法は、文書等及び電磁的記録から現に使用しているプログラムにより印字装置を用いて出力したものの閲覧又は写しの交付によって行うものとする。

3 実施機関は、情報の公開をすることにより、当該情報が汚損され、若しくは破損されるおそれがあるとき又は第7条の規定による部分公開をするときその他相当の理由があるときは、当該文書を複写

したものにより公開することができる。

(費用の負担)

第11条 この条例の規定に基づく情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(救済手続)

第12条 実施機関は、第9条第1項の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき、及び当該不服申立てに係る公文書の開示をしない旨の決定を取り消すときを除き、速やかに、相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年相楽郡広域事務組合条例第3号）に基づく相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決を行わなければならない。この場合において、当該裁決は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。

3 第1項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(他の制度との調整等)

第13条 この条例は、法令等の規定により情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しない。

(情報の検索資料の作成等)

第14条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第15条 代表理事は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則（平成18年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、平成18年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

附 則（平成28年条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。